



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

スプリンクラー設備

Sprinkler Systems for Housing

BLS SS: 2015

2016年 1月 15日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準 スプリンクラー設備

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
(6. 寸法)

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - (1.2.4 火災に対する安全性の確保)
 - (1.3 耐久性の確保)
 - 1.4 環境に対する配慮 (この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である)
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

スプリンクラー設備

I. 総則

1. 適用範囲

火災により生ずる熱、煙又は炎などを感知し、自動的に水を放出することにより、火災を消火または抑制する設備のうち住宅又は小規模医療・福祉施設に設置するものに適用する。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語の定義は、次による。

- a) 給水管直結タイプ：スプリンクラー配管が給水管に直結しており、水道圧により送水する方式をいう。
- b) 専用配管タイプ：スプリンクラー配管が給水管に直結せず、ポンプ等の力により送水する方式をいう。
- c) 感知部：火災の熱、煙等を感知するセンサー部分をいう。スプリンクラーヘッドに含まれているものと、個別に設置するものがある。
- d) 停滞水防止用特殊継手：給水管直結タイプで、継手部等での停滞水を防止するために使用する継手をいう。
- e) 弁類（電動弁等）：感知部と連動して作動する弁等で、設備として必要な場合に使用する部品をいう。
- f) 加圧送水装置（水槽を含む）：専用配管タイプで、飲料水用として用いる給水管に直結せず、水槽を介して専用配管によりポンプ等を用いて送水する場合に使用する部品をいう。
- g) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- h) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- i) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。
- k) 小規模医療・福祉施設：消防法施行令別表第一（六）項イ、ロ及びハの医療・福祉施設のうち、基準面積が 1,000 m²未満のもの。基準面積とは、防火上有効な措置が講じられた部分（消防法施行規則第 13 条 5 の 2 で定める部分）以外の床面積の合計をいう。

3. 部品の構成

構成は、表－1による。

表－1 構成

構成部品名	給水管直結タイプ（湿式タイプ）	その他	備考
スプリンクラーヘッド	●	●	
感知部、警報部	●	●	
制御部	●	●	
配管及び配線	○	○	
停滞水防止用特殊継手	●	△	
弁類(電動弁等)	△	△	
加圧送水装置(水槽を含む)	△	△	
壁貫通部充填材等	△	△	

注) 構成の別

- ：(必須構成部品)住宅部品として基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
- ：(セットフリー部品)必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。
- △：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品の使用する主要材料が明確にされていること。明確にするにあたり、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。

5. 施工範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

- a) 取付け下地の確認
- b) スプリンクラーヘッド、感知部、警報部、制御部等の取付。
- c) 配管、配線等の布設。
- d) 選択構成部品等の取付。
- e) 動作状態の確認、検査。

(6. 寸法)

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 機器特性

- 1) スプリンクラーヘッドの散水範囲は、必要とされる消火範囲を含むこと。
- 2) 感知部の感知範囲は、スプリンクラーヘッドの消火範囲を含むこと。
- 3) スプリンクラーヘッド、感知部、警報部、制御部、その他のオプション部品（選択構成部品）等の機能は、『住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン』（平成 3 年 3 月 25 日消防予第 53 号）に適合しており、日本消防検定協会又は消防法に規定する登録検定機関による住宅用スプリンクラー設備の品質評価若しくは特定機器評価に適合したものであること。
- 4) スプリンクラーヘッドの感知性能 [住宅性能表示制度関連](#)
閉鎖型のスプリンクラーヘッドの感度は、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（平成 20 年 12 月 26 日総務省令第 157 号）に定める種別 1 種の感度試験に適合する感度であること。
- 5) 警報音 [住宅性能表示制度関連](#)
警報を行う部分の中心から 1 m 離れた位置における音圧が 70dB 以上で、1 分間以上継続して警報音を発生することができること。（試験：別冊 BLT SS-01 「警報音試験」）

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力・安定性の確保

- a) スプリンクラーヘッド、感知部、警報部、制御部、その他の選択構成部品、配管、配線等は、躯体又は壁体もしくはこれに相当する部分に確実に固定できる機構を有していること。
- b) 閉鎖型のスプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（平成 20 年 12 月 26 日総務省令第 157 号）に適合していること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 形状・加工状態
人が触れるおそれのある部分は、危険な突起物、鋭利な端部等がないこと。
- b) 荷重・外力
想定される各種の荷重、衝撃力、地震力などにより、変形、破損、漏洩等がないよう対策を講じていること。
- c) 電気特性
電気設備は、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成 5 年 12 月通商産業省令第 38 号）、および JEAC 8001-2011（内線規程）に準じていること。また、以下の項目に関して安全が確保されていること。
 - 1) 漏電に対する人身保護、火災防止（漏電対策装置）
 - 2) 電装部品を使用するものにあつては、電氣的雑音による誤動作の防止対策
- d) 使用上の安全性
保安上、以下の項目について利用者にわかるよう表示されていること。

- 1) 断水時および給水管の水圧低下時等は正常な効果を得られないこと
- 2) 故障時等の連絡先及び注意事項

1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) 給水管に直結する部品の接水部分は、衛生上有害な物質を溶出しないこと。
- b) 逆流、滞留水等により水道水の水質を汚染しないこと。

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

(1.3 耐久性の確保)

1.4 環境に対する配慮

(この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である)

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、その他の使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、その他の処理・処分時における環境

配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に応じ、次の一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

部品を構成する部分又は機能（施工の瑕疵を除く） 5年

<免責事項>

- 1 本基準の適用範囲以外に使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 消耗部品の消耗に起因する不具合
- 10 ガス・電気・給水の供給トラブル等に起因する不具合
- 11 指定規格以外のガス・電気等を使用したことに起因する不具合
- 12 熱量変更に伴う調節等
- 13 給水・給湯配管の錆び等異物流入に起因する不具合
- 14 温泉水、井戸水などであって水道法に定められた飲料水の水質基準に適合しない水を給水したことに起因する不具合
- 15 指定規格以外の熱媒を使用したことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

- a) 機器本体の寸法形状は、適切であること。
- b) 機器本体の寸法形状は、設置される建物側に納まる等、取り合い調整がなされていること。
- c) 機器本体、付属部品等の寸法精度
部品は、施工時に不都合な変形等が生じないように、十分な寸法精度を持つこと。
- d) 取合い寸法
スプリンクラーヘッドについては、接続される配管と適切に接続できること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 証明書(品質評価、特定機器評価)
- b) 消火範囲
- c) 感知性能

- d) 警報音
- e) 設置場所

3.2 使用に関する情報提供

- a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 製品の使用方法
 - 4) 水抜き方法等、凍結防止の方法
 - 5) 使用者が維持管理すべき内容
 - 6) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
 - 7) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 8) 製品に関する問い合わせ先
 - 9) 消費者相談窓口
- b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。
- c) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容
- d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

IV. 附則

1. この認定基準（スプリンクラー設備）BLS SS：2015）は、2016年1月15日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（スプリンクラー設備）BLS SS：2013②）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準(スプリンクラー設備)の解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準(スプリンクラー設備)」の制定内容等を補足的に説明するものである。

I. 今回の改正内容

1. 適用範囲の拡大【I.1】

住宅以外の用途に使用される場合であっても、優良な部品としての性能等が損なわれない用途(小規模医療・福祉施設)について、適用範囲を拡大することとした。

2. 用語の定義の追加【I.2】

小規模医療・福祉施設とは、消防法施行令別表第一(六)項のイ、ロ及びハに掲げる医療・福祉施設のうち、基準面積が1,000㎡未満の施設をいう。基準面積とは、防火上有効な措置が講じられた部分(消防法施行規則第13条5の2で定める部分)以外の床面積の合計をいう。

別表第一(六)項(抜粋) 平成二七年三月六日政令第六八号

イ	病院、診療所又は助産所
ロ	次に掲げる防火対象物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。))又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。))
ハ	次に掲げる防火対象物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援セン

ター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）

二 幼稚園又は特別支援学校

3. 無償修理保証の対象及び期間の表現の統一【Ⅱ.2.2.1】

4. 免責事項の表現の統一【Ⅱ.2.2.1】

Ⅱ. 基準改正の履歴

【2014年3月14日公表・施行】

1. 消防法改正に伴う変更

【2013年4月30日公表・施行】

1. 保証における免責事項の基準内への記載
2. 引用 J E A C 規程年度の更新
3. 適切な施工の担保及び情報提供の変更

【2008年10月1日公表・施行】

1. 附則の追記

【2007年3月30日公表・施行】

- (1) 認定基準の性能規定化と充実
 - a) 認定基準の性能規定化
 - b) 認定基準の充実
 - c) 評価基準の制定

【2005年9月9日公表・2001年12月1日施行】

(1) 施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3)】

【2001年8月10日公表・2001年11月10日施行】

(1) 住宅性能表示制度対応のための基準改正【Ⅱ 7. (1) 4, 5】

【2000年10月31日公表・施行】

(1) 優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【Ⅱ 12. (1), (2)】

【2000年2月10日公表・施行】

(1) 品目名の変更【「I」】